琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄関係　一般重要案件(3)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43795

沖縄、小笠原関係事務の所管課変更

極秘
部ノ内号

官房長 MAR 26 1964
官房総務参事官
法令班
会計課長

条約局長
参事官
法規課長

アメリカ局長
参事官
北米課長

アジア局長
番参事官
広瀬参事官
総務参事官室

沖縄小笠原太平洋信託地域関係の事務の所管について(二)

39.3.23
ア総

上記の件について、これをアジア局からアメリカ局に移管するのが適当であることは既に述べたとおりであるが(別添1)これを実行する場合、法律的にみて、外務省設置法、外務省組織令の改正が問題となる。

1. まず第一に現在の設置法、組織令において沖縄関係事務がどこに属しているかが問題となる。組織令第八条(北東

添付なし

GA-5

回覧番号
亜総 205

外務省

アジア課)第五号は「沖縄小笠原及び南洋群島に関する事務を行うこと。」と述べており、沖縄関係事務がアジア局北東アジア課に属していることに疑義はない。(しかしながら、現在沖縄関係事務は高裁案でアジア局総務参事官室に移管されている。)これに対し設置法ではその第八条にアジア局の事務として七項目を掲げているが、そのいずれが沖縄関係事務について述べているのか必ずしも判然としない。設置法第八条第五号は「朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島その他の地域に関する整理事務を行うこと。」と述べているが、これはこれらの地域からの引揚者に関する残務整理(主として身分関係事項)について、現在北東アジア課外地整理班の所掌している事務を規定しているのであり、沖縄関係事務

GA-6

外務省

一般とは関係がない。(組織令第八条(北東アジア課)第六号参照)

・設置法第八条第五号に沖縄関係事務が含まれない以上沖縄関係事務がアジア局所管であるためには、同条第一号以至第三号にいうアジア諸国に沖縄、小笠原、太平洋信託地域を含めざるを得ない。

付言すれば、設置法第八条第一号以至第三号に基いて組織令第八条第五号が挿入された立法の経緯は明らかでない。

2. 次に沖縄関係事務をアジア局からアメリカ局に移管する場合、設置法第八条(アジア局の事務)及び第九条(アメリカ局の事務)を変更する必要があるか、あるとすればいかに変更すべきか、…)問題となる。

第八条(アジア局の事務)に関しては、第一号以至第三号でいう「アジア諸国……」を「アジア諸国(沖縄、小笠原、南洋群島を除く。)……」と変更することも考えられる。しかしながら、同地域は従来からアジア諸外国の一つとは見なされていないので、外務省は同地域に対して、上記第一号以至第三号に述べられている事務を所管していない。(既に述べたように(別添1)これらの事務がある限りにおいて総理府特連局がこれを所掌している。)従って、沖縄、小笠原、太平洋信託地域はこゝにいうアジア諸国に含まれないという妥当な解釈により、設置法第八条を何ら変更することなく、沖縄関係事務をアジア局からはずし得ると考える。

第九条(アメリカ局の事務)に関しては、~~沖縄関係事務を同条に明示的に挿入する必要があるか否か…問題となる~~

~~を~~、設置法が事務の所掌について一般に地域主義をとっており、アメリカ局が、アメリカ諸国以外の地域に関して何らかの事務をとる場合、例えば「アメリカ諸国、沖縄、小笠原及び南洋諸島に関する…」等第九条に何らかの変更を加える必要があるとする考え方もある。しかしながら、先にも述べたように外務省の関与している沖縄関係事務(既ち、現在の組織令第八条第五項の「沖縄、小笠原及び南洋群島に関する事務」の意味するもの)は、対米折衝のみで、これは設置法第九条第一号以至第三号にいう「アメリカ諸国に関する」事務に包含され

得ると考える。(地域としての沖縄は特連局所管)従って設置法第九条も何ら変更する必要なく沖縄関係事務をアメリカ局に移管し得る。

なお、総理府設置法によれば、特連局のつかさどる事務は「外務省の所掌に属する事務を除く」と規定してあるが、これは、対米交渉、連絡事務を除くと解釈される。

総理府設置法第三条第二号

3. 以上、沖縄関係事務をアジア局からアメリカ局に移管するに際して設置法を改正する必要はないと思考するが、組織令に関しては、量変いかえるまず第八条第五号は削除されねばならない。問題は、第十六条(北米課)に上記第八条第五号の規定を挿入する必要があるか否かであるが、之に述べたと同

じ理由により、上記規定を強いて挿入[redacted]しなくても差支えないと考える。

極秘

沖縄、小笠原、太平洋信託地域
関係の事務の所管について(二)

39. 3. 23
ア 総

上記の件について、これをアジア局からアメリカ局に移管するのが適当であることは既に述べたとおりであるが(別添1)これを実行する場合、法律的にみて、外務省設置法、外務省組織令の改正が問題となる。

1. まず第一に現在の設置法、組織令において沖縄関係事務がどこに属しているかが問題となる。組織令第八条(北東アジア課)第五号は「沖縄、小笠原及び南洋群島に関する事務を行うこと。」と述べており、沖縄関係事務がアジア局北東アジア課に属していることに疑義はない。(しかしながら現在沖縄関係事務

は高裁案でアジア局総務参事官室に移管されている。）これに対し、設置法ではその第八条にアジア局の事務として七項目を掲げているが、そのいずれが沖縄関係事務について述べているのか必ずしも判然としない。設置法第八条第五号は「朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島その他の地域に関する整理事務を行うこと」と述べているが、これはこれらの地域からの引揚者に関する残務整理（主として身分関係事項）について、現在北東アジア課外地整理班の所掌している事務を規定しているのであり、沖縄関係事務一般とは関係がない。（組織令第八条（北東アジア課）第六号参照）

設置法第八条第五号に沖縄関係事務が含まれない以上沖縄関係事務がアジア局所管であるためには、同条第一号ないし第三号にいうアジア諸国に沖縄、小笠原、太平洋信託地域を含めざるを得ない。

付言すれば設置法第八条第一号ないし第三号に基いて組織令第八条第五号が挿入された立法の経緯は明らかでない。

2. 次に、沖縄関係事務をアジア局からアメリカ局に移管する場合、設置法第八条（アジア局の事務）及び第九条（アメリカ局の事務）を変更する必要があるが、あるとすればいかに変更すべきかが問題となる。

第八条（アジア局の事務）に関しては、第一号ないし第三号でいう「アジア諸国、、、、、」を「アジア諸国（沖縄、小笠原、南洋

群島を除くもの）ハハハハハ」と変更することも考えられる。しかしながら、同地域は従来からアジア諸外国の一つとは見なされていないので、外務省は同地域に対して上記第一号ないし第三号に述べられている事務を所管していない。（既に述べたよう（別添ノ）これらの事務がある限りにおいて総理府特連局がこれを所管している。）従つて、沖縄、小笠原、太平洋信託地域はここにいうアジア諸国に含まれないという妥当な解釈により、設置法第八条を何ら変更することなく、沖縄関係事務をアジア局からはずし得ると考える。

第九条（アメリカ局の事務）に関しては、設置法が事務の所管について一般に地域主義をとつており、アメリカ局がアメリカ諸国以外の地域に関して何らかの事務をとる場合、例えば「アメリカ諸国、沖縄、小笠原及び南洋群島に関するハハハハ」等第九条に何らかの変更を加える必要があるとする考え方もある。しかしながら、先にも述べたよう、外務省の関与している沖縄関係事務（即ち、現在の組織令第八条第五号の「沖縄、小笠原及び南洋群島に関する事務」の意味するもの）は、対米折衝のみで、これは設置法第九条第一号ないし第三号にいう「アメリカ諸国に関する」事務に包含され得ると考える。（地域としての沖縄は、特連局所管）従つて設置法第九条も何ら変更する必要なく沖縄関係事務をアメリカ局に移管し得る。

なお、総理府設置法によれば、特連局のつ

かさどる事務は「外務省の所掌に属する事務を除く」と規定してあるが、これは対米交渉、連絡事務を除くと解釈される。

3. 以上、沖縄関係事務をアジア局からアメリカ局に移管するに際して設置法を改正する必要はないと思考するが、組織令に関して厳密にいえばまず才八条才五号は削除されねばならない。問題は才十六条（北米課）に上記才八条才五号の規定を挿入する必要があるか否かであるが、2に述べたと同じ理由により、上記規定を強いて挿入しなくても差支えないと考える。

写　部

文書課長　高裁案　（分類　）

大臣	主管 アジア局長	起案 昭和　年　月　日
政務次官		決裁 昭和39年5月11日
事務次官	番参事官	
外務審議官	広瀬参事官	
官房長	主任	起案者 上村 電話番号 725
総務参事官		

JUN - 1. 1964

法令刑

人事課長　条約局長　経済局長　アメリカ局長

参事官

会計課長　法規課長　次長　参事官

総務参事官

アジア課長　北米課長

米国カナダ課長

下記の件に関し高裁を仰ぎます

件名　アジア局所掌沖縄，小笠原，南洋群島に関する事務のアメリカ局移管の件

沖縄，小笠原，南洋群島に関する事務は，外務省組織令才8条才5号により，アジア局北東アジア課の所掌に属せしめられ，現在高裁案によりアジア局総

GA-1　注意　決裁後直ちに写一通を文書課へ回付すること　外務省

回覧番号　361

務参事官室において担当しているが、沖縄及び小笠原に関する諸問題を主管する政府機関としては、総理府に特別地域連絡局が設置せられ、経済援助その他各般の事務を担当しおり、これら地区に関し外務省の担当している事務は、米国政府との交渉事務に限られているが、この種の事務はわが国の対米外交の一環に外ならないので、対米外交の全局を把握しているアメリカ局において一元的に処理することが適当と認められる。

ついては沖縄援助に関する日米交換公文が成立~~をみ~~し、従来の交渉

案件が一段落したのを機会に、所要の法制上の手続完了次第、沖縄、小笠原、南洋群島に関する事務はアメリカ局において担当することと致したい。

なお、本件関係事務取員は4名とし、本年度内は併任とし、来年度においてアメリカ局に定員を移すものとする。事務室としては、507号室の$\frac{1}{2}$を使用せしめる。

タイプ指示		発信用	執務用	計
主	信	1	1	2
付				
属				

発送日 昭和39年6月2日 松尾克俊
発信 Hu 校査

文書課長 公信案 (分類 松尾克俊)

公信番号 第622号 公信日付 昭和39年6月2日

~~大臣~~
~~政務次官~~
~~事務次官~~
~~外務審議官~~
官房長 JUN - 1 1964
官房総務参事官 法令班 文書課長

主管 アメリカ局長
参事官
主任 北米課長

起案 昭和39年6月1日
起案者 上村 電話番号 725

アジア局長
参事官

受信者 総理府 古屋 総務副長官

発信者 黄田 事務次官

写送付先

(希望発送日) 月 日

件名 沖縄,小笠原,南洋群島に関する事務の主管局変更~~通知の件~~について

従来アジア局(総務参事官室)において担当していた沖縄,小笠原及び南洋群島に関する事務は,(但し同地域の残務整理事務を除く)組織令の一部改正により,今後アメリカ局北米課

GA-2 2 215 外務省 回覧番号 2815

の所管となったから御通知する。

GA-4 外務省

琉球列島米国民政府機構図
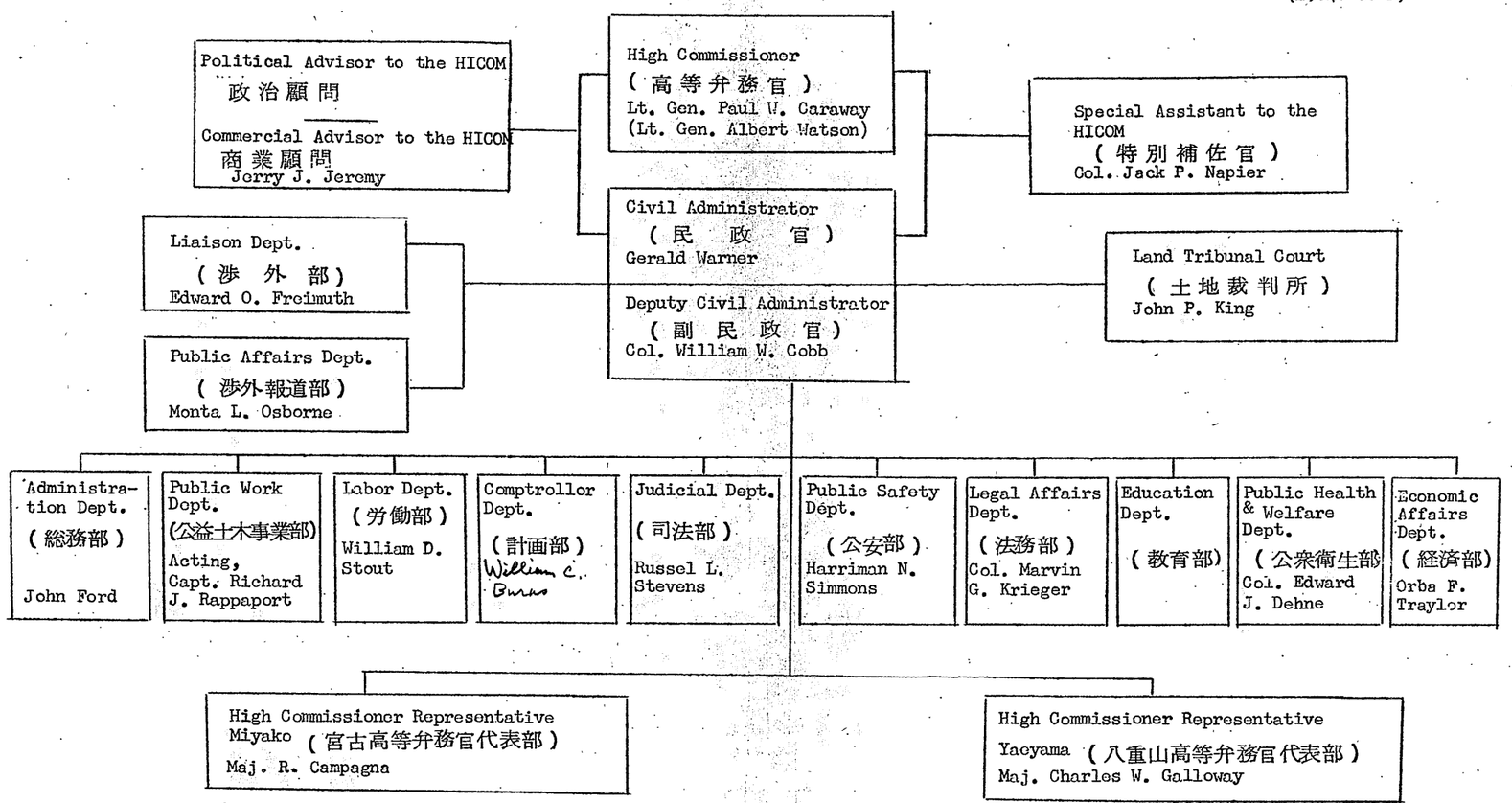
(1964. 6. 1)